

# 静岡県公立大学法人防火管理規則

平成19年4月1日 規則第32号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、  
平成29年4月1日、令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県公立大学法人における防火管理の徹底を期し、もって火災の発生を防止するとともに、火災による被害を軽減するため、防火組織、防火対策、その他防火管理上必要な事項を定めることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 静岡県公立大学法人における防火管理については、他の法令に定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。

(防火管理委員会)

第3条 防火管理組織の統一的運用を図るため、草薙キャンパス及び小鹿キャンパスにそれぞれ防火管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、草薙キャンパスにあつては事務局長、小鹿キャンパスにあつては短期大学部事務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次の職にあるものをもって充てる。

草薙キャンパスにあつては

- (1) 県立大学各学部長
- (2) 県立大学各研究科長
- (3) 県立大学各研究院長
- (4) 県立大学附属図書館長
- (5) 県立大学学生部長
- (6) 県立大学防火管理者

小鹿キャンパスにあつては

- (1) 短期大学部部長
- (2) 県立大学看護学部長
- (3) 県立大学大学院看護学研究科長
- (4) 短期大学部学生部長
- (5) 短期大学部附属図書館長
- (6) 短期大学部防火管理者

(委員会の審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 消防計画及びその実施に関すること。
- (2) 防災に関する諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 消防用設備等の改善に関すること。
- (4) 自衛消防隊組織に関すること。
- (5) その他防火に関し必要な事項

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の運営については、委員長が別に定める。

3 委員会の庶務は、各総務室において行う。

(管理権原者)

第6条 校舎等の管理について権原を有するもの(以下「管理権原者」という。)は、草薙キャンパスにあつては事務局長、小鹿キャンパスにあつては短期大学部事務部長とする。

(防火管理者)

第7条 校舎等の防火管理を行うため、防火管理者を置く。

2 防火管理者は、総務室長又はこれに準ずる職にある者とする。

第8条 防火管理者は、管理権原者の命を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 消防計画の作成並びにこれに基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

(2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上、必要な施設の点検及び整備に関すること。

(3) 火気の使用又は取扱いに関する監督

(4) その他防火管理上必要な事項

(火元責任者)

第9条 校舎等の各室に火元責任者を置く。

2 静岡県公立大学法人施設管理規則(平成19年規則第31号)第3条に規定する施設担当者(以下「施設担当者」という。)は、当該校舎等における各室に火元責任者を指名し、防火管理者に届け出なければならない。

3 火元責任者は、その責任に属する室について次の各号に掲げる職務を行なう。

(1) 火気取扱いの注意及び安全の確認

(2) 火気周辺の整理整頓

(3) 消火器の点検、配置及び数量等の確認

(4) その他火気の防止に関すること。

(点検検査)

第10条 防火管理者は、消火設備、避難設備その他防火管理に関する設備等について、点検検査を行なう者(以下「点検検査員」という。)を指名し、別表に定める基準により点検検査を行なわせなければならない。

2 点検検査員は、前項の点検検査を終了したときは、その結果を点検検査報告書(様式第1号)によりすみやかに防火管理者に報告しなければならない。

(自衛消防隊)

第11条 火災等による被害を軽減するため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織、任務その他必要な事項は、別に定める。

(連絡)

第12条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

(非常持出)

第13条 施設担当者は、その担当する施設にかかわる重要な書類及び物品等に「非常持出」の表示をしておかななければならない。

(教職員の義務)

第14条 教職員は、火災防止のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 教室、廊下、倉庫又は危険物のある場所では喫煙、その他火気を使用してはならない。
- (2) 各室最後の退室者は、必ず火気の後始末をし、又はその点検を行い、安全を確認のうえ退室しなければならない。
- (3) 学内で火災を発見したときは、直ちに他の教職員等の協力を求め、臨機の措置をとるとともに、消防機関及び防火管理者に通報しなければならない。
- (4) 教職員等は、進んで防火に関する教育及び訓練を受け、防火管理の完璧を期するよう努めなければならない。

(その他)

第15条 委員長は防火管理上、必要があると認めたときは、この規則に基づく対策の実施状況について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 学生、その他本法人の施設内において委託事業又は請負工事等に従事している者については、この規則を適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表  
点検検査基準

区分	内容	回数
火気使用施設	湯沸場、ボイラー、燃料置場、焼却場等の管理状況	随時
避難施設	防火シャッター、避難階段、非常口等の管理状況	外観 月/1回 作動 年/2回
電気設備	電気配線、電気機器、避雷針等の管理状況	外観 随時 精密 年/1回
警報設備	火災報知設備の管理状況	外観 随時 作動 年/2回
消火設備	消火器、消火栓、貯水槽等の管理及び配置並びに附近の整理状況	外観 随時 作動 年/2回
危険物	危険物の保管状況	随時

様式第 1 号 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

点 検 査 報 告 書

年 月 日

様

検査員氏名 印

実施年月日	年 月 日
点検検査の区分	定期 随時
点検検査の内容	
異状のある設備	
改善を要する事項	
応急措置	